

令和7年12月1日

指定障害児通所支援事業所 管理者様

川口市福祉部障害福祉課長
(公印省略)

令和7年度 自己評価結果等の公表の届出について（通知）

本市の障害福祉行政の推進につきまして日頃より御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記の件について、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）により、児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所、保育所等訪問支援においては、自己評価を実施し、その結果及び改善内容を1年に1回以上、インターネットのホームページ等を活用して広く公表することが義務づけられております。

つきましては、児童発達支援及び放課後等デイサービス、保育所等訪問支援事業所におきましては、令和7年度中（令和7年4月1日～令和8年3月31日）に自己評価を実施し、インターネットのホームページ等を利用して公表をするようお願いいたします。

なお、上記の期間内に未公表の場合については、届出がされていない月から当該状態が解消されるに至った月まで、障害児全員について通所給付費が基本報酬から15%減算となりますのでご留意ください。

記

1. 自己評価の実施方法

- ①…従業者に「従業者向け 評価表」を配布し、回答を記入していただく。
- ②…保護者に「保護者向け 評価表」を配布し、回答を記入していただく。
- ③…保育所等訪問の場合は、「訪問先向け 評価表」を配布し、回答を記入していただく。
- ④…回収した評価表をもとに、事業所全体で各項目ごとに自己評価を実施。自己評価に基づき、改善内容について従業者同士で検討する。
- ⑤…自己評価をインターネット等で広く公表する。
- ⑥…④にて整理した検討等をもとに、改善を反映していく。

※この手順は通知のため内容を簡素化しています。必ず別添の障害児通所支援事業所における事業所全体の自己評価の流れをお読みください。

2 報告の方法

以下の申請フォームより、必須事項を記入し、送信ください。

<https://logoform.jp/form/zRQD/1337872>

実施状況につきましては、回答内容に記載されたインターネットURL等を閲覧し、自己評価結果を確認いたします。

3 提出期限

令和8年3月31日

※令和8年2月27日に一度、提出状況を確認し、未提出の事業所には再度、通知をお送りします。

3 留意事項等

- (1) 多機能型事業所については、サービス毎に自己評価を実施し、公表をしてください。
(フォームは1事業所につき1件、入力してください。多機能型事業所の場合は、該当する提供サービスすべてにチェックを付け、必須項目を入力してください。)
- (2) 評価表について
評価表等様式は、メールに添付したものを使用してください。障害福祉課ホームページにも掲載しております。

<https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01070/060/shisetsu/28609.html>

なお、独自の評価表でも構いませんが、ガイドラインを網羅した内容としてください。

- (3) 公表方法について

公表は原則、インターネットで行ってください。事業所のホームページがない場合は、障害福祉サービス情報公表システム（WAMNET）へのPDFをアップロードし、掲載を行ってください。

※保護者への結果周知や施設内での掲示等の特定の者しか見ることができないものについては、公表とはなりません。

- ・障害福祉サービス情報公表システム（WAMNET）のアップロード場所
「サービス内容に関する事項」→「利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等」→「当該結果の開示状況」を「あり」にする→「第三者評価の結果」にファイルをアップロードする

川口市福祉部障害福祉課施設係

電話直通 048-271-9442

E-mail : 083.03000@city.kawaguchi.saitama.jp